

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】令和1年9月5日(2019.9.5)

【公開番号】特開2019-24659(P2019-24659A)

【公開日】平成31年2月21日(2019.2.21)

【年通号数】公開・登録公報2019-007

【出願番号】特願2017-144949(P2017-144949)

【国際特許分類】

A 6 3 F 5/04 (2006.01)

【F I】

A 6 3 F 5/04 5 1 1 F

A 6 3 F 5/04 5 1 1 E

【手続補正書】

【提出日】令和1年7月29日(2019.7.29)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

1 ベットランプと、

2 ベットランプと、

3 ベットランプと、

リプレイランプと、

スタートランプと、

遊技媒体投入可ランプと、

遊技を開始するために操作されるスタートスイッチと、

複数のリールと、

内部抽せん手段と、

リールを制御するリール制御手段と、を備え、

遊技区間として、第1区間と第2区間とを有しており、

点灯することで第1区間であることを報知し得る第1区間表示器を有しており、

第1区間ににおけるN回目(Nは自然数)の遊技であり、前記第1区間表示器が点灯している状況において、前記内部抽せん手段により所定の結果が決定され、その後、ベット数として3が設定され且つ遊技媒体の投入が可能な所定の状況で前記スタートスイッチの操作により実行された第1区間ににおけるN+1回目の遊技で第1区間の終了条件を満たす場合において、前記内部抽せん手段により特定の結果が決定され、複数のリールが回転している状況下では、前記リプレイランプは消灯しており、前記1ベットランプは点灯しており、前記2ベットランプは点灯しており、前記3ベットランプは点灯しており、前記スタートランプは消灯しており、前記遊技媒体投入可ランプは消灯しており、前記第1区間表示器は点灯しており、その後、当該特定の結果に対応する図柄組合せが停止された以降の第1のタイミングにおいては、前記リプレイランプは消灯しており、前記1ベットランプは点灯しており、前記2ベットランプは点灯しており、前記3ベットランプは点灯しており、前記スタートランプは消灯しており、前記遊技媒体投入可ランプは消灯しており、前記第1区間表示器は点灯しており、その後、前記リプレイランプを点灯した後の第2のタイミングにおいては、前記スタートランプは点灯しており、前記遊技媒体投入可ランプは点灯しており、前記第1区間表示器は消灯している

ことを特徴とする遊技機。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0005

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0005】

本態様に係る遊技機は、

1ベットランプと、

2ベットランプと、

3ベットランプと、

リプレイランプと、

スタートランプと、

遊技媒体投入可ランプと、

遊技を開始するために操作されるスタートスイッチと、

複数のリールと、

内部抽せん手段と、

リールを制御するリール制御手段と、を備え、

遊技区間として、第1区間と第2区間とを有してあり、

点灯することで第1区間であることを報知し得る第1区間表示器を有してあり、

第1区間ににおけるN回目（Nは自然数）の遊技であり、前記第1区間表示器が点灯している状況において、前記内部抽せん手段により所定の結果が決定され、その後、ベット数として3が設定され且つ遊技媒体の投入が可能な所定の状況で前記スタートスイッチの操作により実行された第1区間ににおけるN+1回目の遊技で第1区間の終了条件を満たす場合において、前記内部抽せん手段により特定の結果が決定され、複数のリールが回転している状況下では、前記リプレイランプは消灯しており、前記1ベットランプは点灯しており、前記2ベットランプは点灯しており、前記3ベットランプは点灯しており、前記スタートランプは消灯しており、前記遊技媒体投入可ランプは消灯しており、前記第1区間表示器は点灯しており、その後、当該特定の結果に対応する図柄組合せが停止された以降の第1のタイミングにおいては、前記リプレイランプは消灯しており、前記1ベットランプは点灯しており、前記2ベットランプは点灯しており、前記3ベットランプは点灯しており、前記スタートランプは消灯しており、前記遊技媒体投入可ランプは消灯しており、前記第1区間表示器は点灯しており、その後、前記リプレイランプを点灯した後の第2のタイミングにおいては、前記スタートランプは点灯しており、前記遊技媒体投入可ランプは点灯しており、前記第1区間表示器は消灯している

ことを特徴とする遊技機である。

<付記>

尚、本態様とは異なる別態様について以下に列記しておくが、これらには何ら限定されることなく実施することが可能である。

本別態様に係る遊技機は、

リール基部（例えば、リール枠MW）の外周に巻き付けられた帯状のリールテープ（例えば、リール帶MO）を有し、

前記リールテープには、前記リールテープの長手方向に沿って複数種類の図柄が配置されており、

前記図柄の種類として、第1図柄（例えば、白セブン図柄）と、第2図柄（例えば、ベル図柄）と、を少なくとも有し、

前記第1図柄の最大横幅値は前記第2図柄の最大横幅値よりも大きく構成されており、

前記リールテープの長手方向における両端部の少なくとも何れか一方には前記第2図柄が配置されており、且つ前記リールテープの長手方向における両端部の各々には前記第1

図柄が配置されておらず、

前記リールテープの長手方向における長さは、前記リール基部における前記リールテープが巻きつけられる面の外周よりも長いことを特徴とする遊技機である。